古情審議答申第１号
令和５年３月３１日

古賀市長　田　辺　一　城　　様

古賀市情報公開・個人情報保護運営審議会
会　　長　　荻　　正　憲

答　申　書

令和４年９月１５日付４古総発第９３７号により諮問のあった、個人情報の保護に関する法律の改正に伴う古賀市の個人情報保護制度における対応について、下記のとおり答申する。

記

第１　結論

（１）開示請求に係る手数料

開示請求に係る手数料について、徴収しないこととし、実費負担とすることは、妥当である。

（２）条例要配慮個人情報の追加の要否

条例要配慮個人情報について、規定しないことは、妥当である。

（３）個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項

個人情報取扱事務登録簿を廃止し、個人情報ファイル簿について、１０００件以上の場合について作成・公表し、内部においては、１００件以上から作成することは、妥当である。

（４）個人情報開示請求に対し不開示とする情報の内容（情報公開条例との整合）

法施行条例に不開示情報から除く又は追加する旨の規定を設けないことは、妥当である。

（５）開示・訂正・利用停止請求の決定期限と決定期限の延長

開示・訂正・利用訂正請求の決定期限については、１４日以内とし、延長期間を３０日以内とすることは、妥当である。

（６）審議会への諮問

個人情報保護制度の運用等に係る審議機能を残すことは、妥当である。

（７）行政機関匿名加工情報

行政機関匿名加工情報の提案募集を行わないことは、妥当である。

（８）古賀市情報公開条例（公務員の氏名について）

情報公開条例の不開示情報に係る公務員の氏名の取扱いについては、改正法と同様の規定とすることは、妥当である。

第２　理由

１　本件の概要

個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）が改正され、地方公共団体についても同法に定める全国的な共通ルールが適用されることに伴い、同法に基づき条例で定める事項等の内容について意見を求められたものである。

これを受けて、令和４年９月１５日及び同月２９日に審議会を開催した。

２　個別の理由

（１）開示請求に係る手数料

開示請求の請求手数料は、現行条例においても徴収していないことから、無料とし、開示請求における写しの作成及び送付に要する費用は、現行どおり請求者の負担とする。

（２）条例要配慮個人情報の追加の要否

地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見、その他の不利益が生じないように、その取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報として、「LGBT 等の性的少数者」が想定されるが、当該情報は、多様性に富んでおり、どの範囲をもって性的少数者の情報とするかは極めて困難である。また、当該情報の他にも市はセンシティブな個人情報を保有しており、当該情報のみを特別に規定することは難しい。当該情報は、個人情報として個人情報の保護に関する法律の規定に則り適切に保護することとし、今後も社会状況等の変化等を踏まえ、要配慮個人情報の追加の必要性について検討を行うことが望ましい。

（３）個人情報取扱事務登録簿の作成・公表に係る事項

個人情報取扱事務登録簿と個人情報ファイル簿の記載事項は、重複しており、今後の事務の煩雑さも考慮すると作成する必要はない。今後、個人情報ファイル簿の活用状況に応じて、公表に係る人数の検討を求める。

（４）個人情報開示請求に対し不開示とする情報の内容（情報公開条例との整合）

情報公開条例と改正法とで不開示の判断に不整合が生じる規定は、公務員の職務遂行に係る情報に含まれる公務員の氏名に関する規定を除き、見当たらないため、規定する必要はない。公務員の職務遂行に係る情報に含まれる公務員の氏名に関する規定は、情報公開条例の規定を改正することにより対応する。（※（８）古賀市情報公開条例（公務員の氏名について）参照）

（５）開示・訂正・利用停止請求の決定期限と決定期限の延長

決定期限については、市民の利便性等を考慮し、現行の１４日を維持する。決定期限の延長につい

ては、開示決定に時間がかかる案件もあることから、現行の１４日から３０日に延長する。

（６）審議会への諮問

市で設置する審議会は、改正法において認められている範囲内で、地域の特性を踏まえた意見を聴く機関としての役割を果たすため、引き続き設置する。

（７）行政機関匿名加工情報

市において現状需要が見込めないことから、行政機関匿名加工情報の提供は見送る。

（８）古賀市情報公開条例（公務員の氏名について）

公務員の業務遂行に係る情報に含まれている公務員の氏名は、開示した場合公務員の私生活に影響を及ぼすおそれがあり得ることから私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けた上で、慣行として公になっているものについては開示する。